こ支障第 73 号
令和６年３月 29 日
一部改正　こ支障第 29 号
令和７年２月 26 日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長
（公 印 省 略）

障害児安全安心対策事業の実施について

こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「障害児安全安心対策事業実施要綱」を定め、令和６年４月１日から実施することとした。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、令和５年５月 18 日こ支障第７号こども家庭庁支援局長通知「子ども安全安心対策事業の実施について」は令和６年３月 31 日限りで廃止する。ただし、令和５年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

（別紙）

障害児安全安心対策事業実施要綱

1　事業の目的

障害児通所支援事業所において、ICT を活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システム、新たな壁掛けエアコン等の導入、こどもの性被害防止のための設備との購入等に要する経費の補助を行うことにより、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

2　実施主体

（１）都道府県、指定都市及び中核市

４の①、②及び④の事業

（２）北海道（管内市町村を含む）、札幌市、旭川市、函館市

４の③の事業

3　対象施設等

（１）４の①及び②の事業

児童発達支援センター、児童発達支援事業所

（２）４の③及び④の事業

障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

4　事業の内容

こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～④の事業を実施する際、備品購入等の導入に要する費用に係る補助を行う。

①ICT を活用したこどもの見守り支援事業

ICT を活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

②登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

③熱中症防止対策支援事業

熱中症防止に資する壁掛けエアコン等を新たに設置すること。

④性被害防止対策支援事業

性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うこと。

5　対象事業の制限

（１）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

6　留意事項

（１）対象施設が設備の購入等を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

（２）４の①の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

（３）４の①の事業の対象となる機器については、GPS や BLE により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

（４）４の④の事業については、実施に当たり以下の点に留意すること。

①カメラ設置の要否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。

②カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。

③カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第２条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

7　経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。